

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 岸 堅 士
同 土 居 幸 徳
同 赤 木 一 雄
同 高 橋 雄 大

随時監査の結果について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、財政援助団体監査の実施に伴う所管課の監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

1 監査対象及び範囲

区 分	所 管 課	団 体 名	監査対象事務等
財政援助 団体監査	保健福祉局 保健福祉部 保健管理課	岡山市愛育委員協議会	岡山市愛育委員協議 会補助金

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和元年11月1日から令和元年12月27日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

令和元年11、12月に実施した財政援助団体監査に伴い、所管課の平成30年度の事務が、法令等にのっとり適正に行われているかどうかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

補助金の執行に係る所管課業務について

平成30年度における財政援助に係る補助金の執行事務等について、関係書類を監査した結果、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

(1)当補助金の額の確定において、岡山市愛育委員協議会の決算書は確認しているものの、当協議会から各地区・学区へ交付された補助金に関する決算書(活動費報告書)について確認が行われていなかったことから、実施することとされたい。

(2)当協議会において、以下のとおり改善を要する事項が認められたので、必要な措置を講じるよう指導されたい。

<岡山市愛育委員協議会への指摘事項>

岡山市愛育委員協議会補助金を財源とし、各地区・学区へ交付する活動費補助金について、決算書（活動費報告書）の提出は求めているものの、そのチェックは実施されていなかった。

補助目的に沿った執行を確かなものとするため、目的、補助対象経費、保管書類等を定めた規程を設け、決算書に齟齬が生じない仕組みを整備されたい。